

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案

規制の名称：(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化
(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課

評価実施時期：令和5年11月～令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少することが見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する必要がある。

このため、本法案では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）を国が認定し、計画の認定を受けた者に対する支援措置を講ずる仕組みを設けることとしている。

本法案における生産方式革新実施計画や開発供給実施計画に基づく取組として、農業者等又はスマート農業技術活用サービス事業者により生産現場や技術開発を行う実証での無人航空機による農薬等の散布や農作物の生育状況のセンシング等が行われることが想定される。また、食品等事業者が、生産方式革新事業活動に資する新たな流通方式の導入として、収穫物の出荷・運搬作業の効率化等を目的として無人航空機による収穫物の集荷・配

送を行うことが想定される。

このような場合に、当該事業を行おうとする者は、農林水産大臣に対して生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を申請する手続とは別に、国土交通大臣に対して航空法（昭和27年法律第231号）第132条の85第4項第2号に基づく許可又は第132条の86第5項第2号に基づく承認の申請を行う必要があり、二重の行政手続の負担が発生することとなるところ、当該手続の煩雑さがこれらの者による技術活用を迅速に進める阻害要因となることから、行政手続の簡素化を図る必要がある。

また、本法案における生産方式革新実施計画に基づく取組として、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を高めるための新たな生産方式の導入の一環で、自動走行を行うスマート農業技術を活用した農業機械等の運用効率を高めるため、農地に設置したハウスの床面をコンクリートで覆いレールを敷設すること等が想定される。

このような場合には、農業者等は、農林水産大臣に対して生産方式革新実施計画の認定を申請する手続とは別に、当該農地に係る権限を有する農業委員会に対して農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項に基づく届出を行う必要があり、二重の行政手続の負担が発生することとなるところ、当該手続の煩雑さが農業者等による技術活用を迅速に進める阻害要因となることから、行政手続の簡素化を図る必要がある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（1）特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

【課題及びその発生原因】

認定を受けた生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に基づく事業活動については、無人航空機を飛行させる行為も想定される。

これらの行為を実施する場合には、航空法の許可・承認の手続が計画の申請手続とは別に必要となることから、事業者にとっては、二重の行政手続が発生してしまうため、行政手続のワンストップ化を図る必要がある。

【規制以外の政策手段】

航空法に基づく手続の簡素化を図るものであり、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

無人航空機の飛行の許可又は承認の申請に係る事項が記載された生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定があったときは、当該認定の日において、認定生産方式

革新事業者又は認定開発供給事業者が当該認定に係る認定生産方式革新実施計画又は認定開発供給実施計画に従って行う当該行為について、航空法の許可又は承認があったものとみなす。

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

【課題及びその発生原因】

認定を受けた生産方式革新実施計画に基づく活動については、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を高めるための新たな生産方式の導入の一環で、自動走行を行うスマート農業技術を活用した農業機械等の運用効率を高めるため、農地に設置したハウスの床面をコンクリートで覆いレールを敷設すること等が想定される。

これらの行為を実施する場合には、農地法に基づく農業委員会への届出が計画の申請手続とは別に必要となることから、農業者等にとっては、二重の行政手続が発生してしまうため、行政手続のワンストップ化を図る必要がある。

【規制以外の政策手段】

農地法に基づく手続の簡素化を図るものであり、他の手段では解決できない。

【規制の内容】

生産方式革新実施計画に、農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置が記載された計画について認定があったときは、当該認定を受けた農業者等が、認定を受けた生産方式革新実施計画に従って行う当該措置について、農地法第43条第1項に基づく届出があったものとみなす。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

【遵守費用】

生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画に、無人航空機を飛行させるために必要な事項（当該行為を行う空域、飛行期間、使用する無人航空機の特定に必要な機体情報等）を記載する費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に1時間を要するとした場合、2,500円[※]×1時間≒2.5千円/件の遵守費用の発生が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年賃金構造基本統計調査：一般労働者の賃金 307,400円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③307,400円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,471円 ≒ 2,500円

【行政費用】

農林水産大臣は、無人航空機の特定飛行に関する措置が含まれる生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定に当たっては、事前に国土交通大臣と協議し、その同意が必要となる。この協議等に1時間を要すると仮定した場合、2,900円*×1時間=2.9千円/件の行政費用の増加が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年国家公務員給与等実態調査：行政職（一） 407,153円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③407,153円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,859円 ≒ 2,900円

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

【遵守費用】

生産方式革新実施計画に、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を含めた計画の作成費用が新たに発生することが見込まれる。仮に、当該事項の記載に10時間を要とした場合、2,500円*×10時間=2.5万円/件の遵守費用の発生が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年賃金構造基本統計調査：一般労働者の賃金 307,400円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③307,400円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,471円 ≒ 2,500円

【行政費用】

農林水産大臣は、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置が含まれる生産方式実施計画の認定に当たっては、計画全体で見た際の当該措置の妥当性等を確認する必要がある。また、農林水産大臣は、生産方式革新実施計画を認定した旨を当該生産方式革新実施計画に係る農地を管轄する農業委員会へ通知することとしている。これらの事務作業等に3時間を要すると仮定した場合、2,900円*×3時間=8.7千円/件の行政費用の増加が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年国家公務員給与等実態調査：行政職（一） 407,153円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③407,153円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,859円 ≒ 2,900円

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

【行政費用】

本特例は、計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、無人航空機を飛行させる行為を行う際の航空法に基づく手続のワンストップ化を図るものであり、計画の認定に当たっては、農林水産大臣は航空法を所管する国土交通大臣による農林水産大臣からの協議への同意において、航空法の許可・承認の基準に相当する要件を確認することから、当該措置に伴うモニタリング等の追加の行政費用は発生しない。

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

【行政費用】

本特例は、計画の認定を受けた農業者等が生産方式革新事業活動の一環として、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を実施する際の農地法に基づく行政手続のワンストップ化を図るものであり、計画の認定に当たっては、農林水産大臣において、農地法第43条第1項と同等の届出の内容を確認することから、当該措置に伴うモニタリング等の追加の行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何ほどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

本法案に基づく計画の認定を受けることで、航空法に基づく手続が不要となることから、

- ・ 事業者にとっては、①航空法の許可・承認に必要な書類を作成するための負担が軽減される。また、②農林水産省（本法案）と国土交通省（航空法）にそれぞれ別の書類を提出するという事務負担が軽減される。

- ・ 国にとっては、本法案に基づく計画と航空法に基づく許可・承認の書類の二重の行政手続を一元化できるため、許可・承認に係る書類の受付・内容確認等に要する事務負担の軽減が見込まれる。

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

本法案に基づく計画の認定を受けることで、農地法に基づく手続が不要となることから、

- ・ 事業者等にとっては、①農地法に基づく届出に必要な書類を作成するための負担が軽減される。また、②農林水産省（本法案）と農業委員会（農地法）にそれぞれ別の書類を提出するという事務負担が軽減される。
- ・ 行政全体で見れば、本法案に基づく計画（農林水産大臣へ申請）と農地法に基づく届出（農業委員会へ申請）の書類の二重の行政手続を一元化できるため、農業委員会における農地法に基づく届出に関する書類の内容確認等に要する事務負担が軽減される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

【事業者による行政手続に係る費用削減効果】

本来必要となる航空法に基づく手続が不要となるため、仮に、当該手続に1時間を要するとした場合、2,500円^{*}×1時間≒2.5千円/件の削減効果が見込まれる。また、二重となっている許可・承認の申請行為が不要となることから、事業者の負担軽減が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年賃金構造基本統計調査：一般労働者の賃金 307,400円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③307,400円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,471円 ≒ 2,500円

【行政費用の負担に係る費用削減効果】

本法案に基づく計画と航空法に基づく許可・承認の書類の二重の行政手続を一元化することで、航空法に基づく手続の確認費用等が不要となるため、仮に、当該手続に1時間を要するとした場合、2,900円^{*}×1時間≒2.9千円/件の削減効果が見込まれる。

※単価の算出方法

- ①令和4年国家公務員給与等実態調査：行政職（一） 407,153円/月（令和3年）
- ②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）
- ③407,153円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,859円 ≒ 2,900円

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

【事業者による行政手続に係る費用削減効果】

本来必要となる農地法に基づく手続が不要となるため、仮に、当該手続に10時間を要するとした場合、2,500円※×10時間≒2.5万円/件の削減効果が見込まれる。また、二重となっている許可・承認の申請行為が不要となることから、事業者の負担軽減が見込まれる。

※単価の算出方法

①令和4年賃金構造基本統計調査：一般労働者の賃金 307,400円/月（令和3年）

②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）

③307,400円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,471円 ≒ 2,500円

【行政費用の負担に係る費用削減効果】

本法案に基づく計画（農林水産大臣へ申請）と農地法に基づく届出（農業委員会へ申請）の書類の二重の行政手続を一元化することで、農業委員会の事務負担は軽減されるため、仮に、当該手続に3時間を要するとした場合、2,800円※×3時間≒8.4千円/件の削減効果が見込まれる。

※単価の算出方法

①令和4年地方公務員給与等実態調査：行政職（一） 401,372円/月（令和3年）

②令和4年度労働統計要覧：実労働時間 1,709時間/年（令和3年）

③401,372円/月 ÷ (1,709時間/年÷12月) = 2,818円 ≒ 2,800円

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

⑥に記載のとおり

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

⑥に記載のとおり

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

本特例は、国土交通大臣による農林水産大臣からの協議への同意において、航空法の許可・承認の基準に相当する要件を確認することから、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

(2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

本特例は、農林水産大臣において、農地法第43条第1項と同等の届出の内容を確認することから、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化

遵守費用として事業者等が無人航空機を飛行させるために必要な事項を記載する費用（2.5千円/件）の発生が見込まれる一方、航空法の許可・承認の申請に係る書類作成費用である2.5千円/件が削減されるため相殺される。また、二重となっている許可・承認の申請行為が不要となることから、事業者の負担軽減が見込まれる。

また、行政費用として本法案で無人航空機の飛行に関する計画の申請が上がってきた場合には、農林水産省と国土交通省との協議等に係る事務負担（2.9千円/件）の発生が見込まれるが、一方で、航空法の許可・承認に係る内容を確認する費用（2.9千円/件）が不要となるため、結果として相殺される。

以上のことから、事業者の負担軽減が図られ、副次的な負の影響もほぼ想定されないことから、本措置は妥当であると考えられる。

（２）農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化

遵守費用として農業者等が農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を行うために必要な事項を記載する費用（2.5万円/件）の発生が見込まれる一方、農地法に基づく届出に係る書類作成費用である2.5万円/件が削減されるため、相殺される。また、二重となっている届出行為が不要となることから、全体として、事業者の負担軽減が見込まれる。

また、行政費用として、本法案で農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う措置を含む計画の申請が上がってきた場合には、農林水産大臣において、当該措置の妥当性の評価や農業委員会への通知に係る事務負担（8.7千円/件）の発生が見込まれるが、一方で、農業委員会における農地法に基づく届出に関する書類の内容確認等に要する事務負担（8.4千円/件）が軽減されるため、行政全体でみれば、行政費用はほぼ相殺されると考えられる。

以上のことから、事業者の負担軽減が図られ、副次的な負の影響もほぼ想定されないことから、本措置は妥当であると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

航空法又は農地法に基づく行政手続と、本法案の計画申請に係る行政手続との重複を解消するものであり、代替案はない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法施行後 5 年を目途として事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- (1) 特定の空域又は方法により無人航空機を飛行させる行為に関する航空法に基づく許可・承認のワンストップ化
 - ・航空法の特例に係る認定生産方式革新実施計画数及び認定開発供給実施計画数
- (2) 農作物栽培高度化施設に関する農地法に基づく届出のワンストップ化
 - ・農地法の特例に係る認定生産方式革新実施計画数